

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	堺市

堺市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担 当 部 署 名 堺市産業振興局農政部農水産課(代表)
堺市環境局環境保全部環境共生課
所 在 地 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
電 話 番 号 072-228-6971
F A X 番 号 072-228-7370
メールアドレス nosui@city.sakai.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	堺市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻・野菜類	被害面積 18.9a 被害金額 86 千円
アライグマ	野菜類・果樹類	被害面積 117.8a 被害金額 7,802 千円

(2) 被害の傾向

イノシシにおいては、南区、美原区を中心に水稻等への農作物被害が発生している。また昨今では住宅地等への出没が確認されている。
アライグマにおいては、農産物被害だけに止まらず、住宅敷地内への侵入といった生活環境への被害も発生している。市内のほぼ全域で生息が確認されており、また捕獲頭数・被害額も上昇傾向であり、生息域の拡大が推測される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和6年度)
イノシシ被害面積	被害面積 18.9a	18a
被害金額	被害金額 86 千円	80 千円
アライグマ被害面積	被害面積 117.8a	117a
被害金額	被害金額 7,802 千円	4,906 千円

※アライグマ被害金額に関しては平成28年度～令和2年度の平均値

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	【イノシシ】 大阪府猟友会(以下、猟友会)と有害鳥獣捕獲処理業務委託契約を締結し、イノシシの捕獲業務を実施。	【イノシシ】 猟友会の会員の高齢化による捕獲体制の維持。

	【アライグマ】 農家等への捕獲檻の貸し出し、捕獲した農家等へ報奨金を交付	【アライグマ】 捕獲数は増加しているが、被害は減少していない。 秋以降の収穫が終了した時期における捕獲圧の低下
防護柵の設置等に関する取組	【イノシシ】 独自の防衛策として、所有農地に侵入防止柵を設置している農家がある。 農作物への被害拡大防止のための電気柵等の設置に対し、補助対象経費の 1/2 以内について補助(限度額は 50 千円)	【イノシシ】 国の鳥獣被害防止総合対策事業の活用による防護柵の設置等についての周知を行う必要がある。 耕作放棄地等の適正な管理が行われず、棲み処となっている。

(5) 今後の取組方針

イノシシについては、捕獲数は減少傾向にあるが、今後は国の鳥獣被害防止総合対策事業等を活用し、防護柵の設置を推進することなどにより、被害の軽減に努める。 アライグマについては、捕獲数は増加傾向にあるため、農家等での捕獲に合わせ、第 4 期大阪府アライグマ防除実施計画に基づき捕獲対策を推進していく。 また、被害のあった農家に対し、鳥獣被害を防止するための対応策の周知、啓発を行う。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・イノシシについては、猟友会へ委託し、有害鳥獣捕獲を継続実施する。 ・アライグマについては、積極的に農家等に捕獲檻を貸し出し、捕獲体制の強化を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	イノシシ	・ 猟友会による箱わな、くくりわなの管理 ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金の活用による捕獲の推進
	アライグマ	・ アライグマ捕獲檻の貸出による捕獲 ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金の活用による捕獲の推進 ・ 捕獲後の搬送、個体の措置における業務委託について見直し

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
・ 大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画(第3期)(平成29年度～令和3年度)、第4期大阪府アライグマ防除実施計画(令和3年度～令和7年度)、第12次大阪府鳥獣保護管理事業計画に基づき、捕獲を行う。 ・ また捕獲実績及び被害軽減目標を踏まえた捕獲を実施する。 【イノシシ捕獲実績】H30 30頭、R1 16頭、R2 15頭 【アライグマ捕獲実績】H30 196頭、R1 210頭、R2 233頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	20頭	20頭	20頭
アライグマ	220頭	220頭	220頭

捕獲等の取組内容
・ イノシシについては、被害の多い地域を中心に、猟友会と連携しながら箱わなとくくりわなにより捕獲を行う。 ・ アライグマについては、捕獲檻を用いた農家等による捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
堺市 (平成 19 年 4 月権限委譲済)	対象狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、 トビ、カワラバト(ドバト)、ニホンザル、 イタチ(メス)

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
イノシシ アライグマ	電気柵等購入設置 の補助	電気柵等購入設置 の補助	電気柵等購入設置 の補助

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 4 年度 ～ 令和 6 年度	イノシシ アライグマ	・ 猟友会への委託による適正な捕獲 ・ 防護柵や箱わなの購入 ・ 有効な被害防止の方法について、関係機関等と連携しながら研究を行う。 ・ 広報等により被害防止対策方法の周知を図る。 ・ 藪や耕作放棄地を含む里山の環境整備の推進

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
堺(堺・中・西・南・北・黒山)警察署	市民の安全確保等に関すること
大阪府猟友会	対象鳥獣の捕獲等に関すること
大阪府泉州農と緑の総合事務所	府関係機関等への情報連絡及び対応協議に関する こと
堺市	総合的な対処及び関係機関等との調整に関する こと

(2) 緊急時の連絡体制

別紙 1 に記載

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・イノシシについては、自家消費等の食肉利用を原則としている。今後、他の処理方法についても検討を要する。
- ・アライグマについては、安楽死措置を行った後、焼却処分する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

- ・捕獲個体の資源としての有効利用を推進するため、先行事例を情報収集する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	堺市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
堺市農業協同組合	農作物等被害状況に関すること、営農指導
大阪南農業協同組合	農作物等被害状況に関すること、営農指導
大阪府農業共済組合南部支所	農作物等被害状況の確認、対策支援
大阪府猟友会(貝塚・黒山支部)	有害鳥獣捕獲の実施、狩猟者の育成
大阪府猟友会(泉北・臨海支部)	有害鳥獣捕獲の実施、狩猟者の育成
堺市(農水産課、環境共生課)	情報提供、助言、協議会事務局
大阪府泉州農と緑の総合事務所	情報提供、指導助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
堺市農業委員会	農地の耕作状況の確認
大阪府森林組合	林業被害の確認、対策支援
大阪府動物愛護畜産課	情報提供、指導助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

